発行登録追補目論見書

2026年10月

未来を考え、今に挑む。

三井住友ファイナンス＆リース株式会社

発行登録追補目論見書

2026年10月

三井住友ファイナンス＆リース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

目次

頁

【表紙】

第一部【証券情報】 …… 1

第１【募集要項】 …… 1

１【新規発行社債（短期社債を除く。）】 …… 1

２【社債の引受け及び社債管理の委託】 …… 5

３【新規発行による手取金の使途】 …… 6

第２【売出要項】 …… 6

第３【第三者割当の場合の特記事項】 …… 6

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】 …… 6

第三部【参照情報】 …… 7

第１【参照書類】 …… 7

第２【参照書類の補完情報】 …… 7

第３【参照書類を縦覧に供している場所】 …… 10

第四部【保証会社等の情報】 …… 10

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 …… 11

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 …… 13

【表紙】

【発行登録追補書類番号】　8－関東1－1
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　2026年10月23日
【会社名】　三井住友ファイナンス＆リース株式会社
【英訳名】　Sumitomo Mitsui Finance and Leasing Company, Limited
【代表者の役職氏名】　代表取締役社長　　今枝　哲郎
【本店の所在の場所】　東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【電話番号】　03(5219)6385
【事務連絡者氏名】　執行役員財務部長　　澤口　保津美
【最寄りの連絡場所】　東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【電話番号】　03(5219)6385
【事務連絡者氏名】　執行役員財務部長　　澤口　保津美
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】　社債
【今回の募集金額】　27,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	2026年8月12日
効力発生日	2026年8月20日
有効期限	2028年8月19日
発行登録番号	8－関東1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額　400,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
－	－	－	－	－
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注）　実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（　）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　400,000百万円
（400,000百万円）
（注）　残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（　）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　－円
【安定操作に関する事項】　該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三井住友ファイナンス＆リース株式会社第58回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	―
券面総額又は振替社債の総額（円）	金27,000百万円
各社債の金額（円）	金100万円
発行価額の総額（円）	金27,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.765％
利払日	毎年5月5日及び11月5日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2027年5月5日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月5日及び11月5日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（(注)14　元利金の支払）記載のとおり。
償還期限	2031年11月5日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年11月5日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（(注)14　元利金の支払）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年10月26日から2026年11月4日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年11月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2. 本欄第1項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。
財務上の特約（その他の条項）	担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議の上、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び別記(注)7(1)は適用されない。

（注）1　信用格付

本社債について、信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は、以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「ＪＣＲ」という。）

信用格付：ＡＡ（取得日　2026年10月23日）

入手方法：ＪＣＲのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

ＪＣＲの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

ＪＣＲの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのＪＣＲの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、ＪＣＲの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。ＪＣＲの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

ＪＣＲの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、ＪＣＲの信用格付の付与にあたり利用した情報は、ＪＣＲが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下「Ｒ＆Ｉ」という。）

信用格付：ＡＡ（取得日　2026年10月23日）

入手方法：Ｒ＆Ｉのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

Ｒ＆Ｉの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するＲ＆Ｉの意見である。Ｒ＆Ｉは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、Ｒ＆Ｉは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

Ｒ＆Ｉは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。Ｒ＆Ｉは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げること

がある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとＲ＆Ｉが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

2　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3　社債管理者
三井住友信託銀行株式会社

4　発行代理人及び支払代理人
三井住友信託銀行株式会社

5　期限の利益喪失に関する特約
(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときであって社債管理者が承認したときには、本号②に該当しても期限の利益を失わない。
① 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
② 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
③ 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(2)号、本(注)6、本(注)7、本(注)8及び本(注)12の規定に違背し、社債管理者の指定する1ヶ月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
④ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
⑥ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または株主総会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
⑦ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
⑧ 当社の事業経営に重大な影響をおよぼす財産に対し、差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。
(2) 本(注)5(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)12に定める方法により公告する。
(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。

6　社債管理者に対する定期報告
(1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が次号に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
(2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書並びにその添付書類（以下「有価証券報告書等」という。）を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。なお、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）により有価証券報告書等の電子開示を行った場合または当社のウェブサイト等にて開示を行った場合において、社債管理者がそれらの書面を確認した場合には、かかる通知があったものとみなす。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

7　社債管理者に対する通知

(1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

(2) 当社は、次の各場合には、決定後遅滞なく書面により社債管理者に通知する。

① 当社の事業経営に重大な影響をおよぼす財産を譲渡または貸与しようとするとき。

② 当社の事業の全部または重要な部分を変更、休止、廃止もしくは移転しようとするとき。

③ 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。

④ 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。

(3)当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。

8　社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約証書の定めに従い、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると認めたときには、いつでも当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を合理的な範囲で請求し、またはこれらにつき合理的な範囲で調査することができる。

(2) 本(注)8(1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに必要かつ合理的な範囲で協力する。

9　社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

10　社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

11　社債要項及び管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、それぞれの本店に本要項の謄本及び管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

12　社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告の方法による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

13　社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)12に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

14　元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

２【社債の引受け及び社債管理の委託】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	20,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,000	
計	－	27,000	－

（注）　本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの持分法適用関連会社であり、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定しました。

（２）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金1銭を支払うこととしている。

３【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
27,000	147	26,853

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額26,853百万円は、2026年11月末までに、全額をコマーシャル・ペーパー償還資金に充当する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第64期（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）　2026年6月25日関東財務局長に提出

２【臨時報告書】

（1）１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年10月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号の規定に基づく臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出

（2）１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年10月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号の規定に基づく臨時報告書を2026年7月9日に関東財務局長に提出

（3）１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年10月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2026年8月31日に関東財務局長に提出

（4）１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年10月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号の規定に基づく臨時報告書を2026年10月22日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年10月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。当社グループは、これら個々のリスクに対する施策を講じるとともに、リスクが顕在化した際には適切な対応が迅速に行えるように、リスク管理体制の整備・強化を図っております。

なお、本項には将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営環境に関するリスク

当社グループは、国内外の取引先の設備投資需要に対して、リース取引を基軸とした事業展開を行っております。

国際金融資本市場の変動や国内外の景気の下振れ、テロや政変、地震を始めとした天災や大きな気候変動等が生じた場合、国内外の経済活動が困難となり、取引先の設備投資が大幅に減少した結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、同業他社との熾烈な競争関係、他業種からのリース並びに金融業への進出、業界再編、法制度の変更等の結果、経営環境が大きく変わる可能性もあります。こうした環境下で当社グループが競争優位を確立できない場合においても、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) サステナビリティに関するリスク

当社グループは、気候変動や人権問題をはじめとするサステナビリティに関する社会的要請の高まりや、これらに関する法規制・市場環境の変化により、事業活動や経営業績及び財政状態に影響を受けるリスクを有しております。

気候変動に関しては、異常気象や自然災害の激甚化による、取引先の事業活動の停滞や業績悪化、当社グループが保有する資産の被災といった物理的リスク、また、GHG排出規制の強化への対応によるコスト増、政策・市場環境の変化による収益機会の減少等の移行リスクを有しております。

当社グループは、TCFDの枠組みに基づき、これらのリスク及び機会の把握・評価を実施し、情報開示を行うとともに、環境目標の設定等を通じて、脱炭素化に向けた取組を推進しております。しかしながら、気候変動への対応が想定どおり進捗しない場合や、社会・規制動向の変化が急速に進展した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、人権に関しては、当社グループの事業活動や取引関係を通じて、サプライチェーン上における強制労働、労働安全衛生上の問題等の人権侵害に関与するリスクを有しております。当社グループは、2023年5月に「SMFLグループ人権方針」を制定し、2025年12月には「SMFLグループサステナブル調達方針」を制定しました。また、人権デューデリジェンスの実施、現代奴隷法に関する声明の開示、苦情処理プラットフォームの設置等を進めておりますが、サプライチェーン上における人権侵害が発生した場合には、当社グループの社会的評価の低下や事業活動への制約等により、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 信用リスク

当社グループは、リース取引等の各種取引から生じる債権が取引先の破綻等により回収不能となる信用リスクを有しております。

案件取り組みに際しては個別案件審査を慎重に行い、リース物件の将来中古価値等も勘案のうえ、取引の可否判断を行っております。海外向け与信については取引先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢を勘案したカントリーリスクも含めて可否判断を行っております。また、取引開始後は定期的に自己査定を行い取引先の状況をモニタリングするとともに、信用リスクの程度に応じて担保・物件処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案し、貸倒引当金の計上を行っております。さらに、既存顧客ごとの信用状況や業界ごとの市場動向を定期的に検証し、特定の企業や業種に与信残高が集中しないように、ポートフォリオ管理を行っております。

しかしながら、内外の経済動向の変化、取引先の経営状況の変化（業況の悪化、企業の信頼性を失墜させる不祥事等の問題発生など）、担保価値及び貸倒実績率の変動、貸倒引当金計上に係る会計基準の変更等により、与信関係費用や不良債権残高が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、総資産に占める不良債権の割合は、2025年3月期0.3%、2026年3月期0.3%、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失は、2025年3月期△4億円、2026年3月期123億円です。

(4) アセットリスク

当社グループは、中古価値の見込める物件を対象にリース満了時の残存価値（以下、残価という）を設定したオペレーティング・リースを積極的に展開しております。この取引では、リース満了時に返還された物件を設定した残価を上回る価格で売却することにより利益を得ることができる半面、残価を下回る価格での売却処分となる場合及びリース期間中の減損・引当処理によって損失が発生するリスクを有しております。このアセットリスクについては、定期的にモニタリングを実施することによりリスク量の計測を行い、また、対象となる機種や満了時期の分散が図れるように努めておりますが、中古売買市況の急激な変化によっては、売却損・処分損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループのオペレーティング・リース資産（主に航空機及び不動産）は、2025年3月期4兆8,608億円、2026年3月期5兆3,830億円です。

(5) 市場リスク

① 金利変動リスク

当社グループが行うリース取引から生じる収入は、物件価格並びに契約時点の金利水準等をもとに取り決められ契約期間中変動しませんが、リース物件等の取得資金については固定金利ベース及び変動金利ベースの資金調達を行うことにより資金原価を低減させ、利鞘収益の拡大を図っております。このため、金利水準が上昇した場合には資金原価が増加するリスクを有しております。この金利変動リスクについては、ＡＬＭ（資産と負債を総合的に管理する手法）により固定金利ベースの資産・負債の状況を的確に把握し、金融環境や金利動向を注視しながら適宜ヘッジオペレーションを行い、金利変動に伴うリスク量を適切に管理しております。

しかしながら、市場金利が急上昇するような局面においては、利鞘収益の縮小により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 為替リスク

当社グループは、外貨建資産・負債について原則為替リスクは負わない方針としておりますが、為替リスクが適切にヘッジできなかった場合には、為替レートの変動により為替差損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 株価変動リスク

当社グループは、市場性のある株式を保有しております。内外経済及び株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が下落する場合には、保有株式に評価損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 資金の流動性リスク

当社グループは、事業資金を自己資本、金融機関からの借入のほか、資本市場におけるコマーシャル・ペーパー、無担保社債、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートの発行及びリース債権流動化等により調達しております。資金調達に際しては適切な資金繰りやＡＬＭ等の管理により、資金の流動性確保を図っております。

しかしながら、金融環境の急激な悪化や当社グループの信用力の低下により資金調達の安定性が損なわれ、通常よりも著しく不利な金利水準での調達を余儀なくされる、又は、十分な資金量の持続的な確保が困難になる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 制度変更リスク

当社グループは、現行の法律・税務・会計等の制度や基準に基づき、リース取引等の各種事業を行っております。現行の制度や基準が将来大幅に変更された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) オペレーショナルリスク

当社グループは、業務を行うに際して事務リスクが存在し、役職員が事務に関する社内規定・手続等に定められた事務処理を怠る、又は事故、不正を起こした場合は、取引先からの損害賠償請求や社会的信用の失墜等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。同様にシステムリスクが存在し、不測の事態による停止や誤作動、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等により、事業活動に悪影響が生じ損失が発生する可能性があります。これらの場合に、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) コンプライアンスに関わるリスク

当社グループは、業務を行うに際して会社法、金融商品取引法、独占禁止法、個人情報保護法、貸金業法及び銀行法等の法令の適用及び規制当局の監督を受けております。また、海外においては、それぞれの国、地域における法令等の適用及び規制当局の監督を受けております。当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化に取り組んでおり、役職員に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。

しかしながら、役職員が法令その他諸規則を遵守できなかった場合、法的検討が不十分であった場合には、不測の損失の発生や業務制限を受けること、また、取引先からの損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 当社の出資、戦略的提携等に係るリスク

当社グループはこれまで、リース事業、不動産事業等における様々な戦略的提携、出資・買収等を国内外で行ってきており、今後も同様の戦略的提携等を行っていく可能性があります。当社グループでは、これらの戦略的提携等を行うにあたっては、そのリスクや妥当性を十分に検討しておりますが、法制度の変更、経済金融環境の変化や競争の激化、提携先や出資・買収先の業務遂行に支障をきたす事態が生じた場合等には、期待されるサービス提供や十分な収益を確保できない可能性があります。

また、当社グループの提携先又は当社グループのいずれかが、戦略を変更し、相手方との提携等により想定した成果が得られないと判断し、あるいは財務上・業務上の困難に直面すること等によって、提携関係が解消される場合には、当社グループの収益力が低下したり、提携に際して取得した株式や提携により生じたのれん等の無形固定資産の価値が毀損したりする可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害等の発生に関するリスク

当社グループは、国内外の拠点において業務を行っておりますが、これらの施設は、地震等の自然災害、停電、テロ等による被害を受ける可能性があります。また、各種感染症の流行により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しておりますが、被害の程度によっては、当社グループの業務が停止し、当社グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材確保に関するリスク

当社グループは、国内外で事業領域の拡大・多角化を進めており、各事業領域における競争力を維持・強化するため、継続的に有能な人材の採用・育成に努めておりますが、十分な人材を確保・育成できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友ファイナンス＆リース株式会社　本店
(東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	三井住友ファイナンス＆リース株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　　今枝　哲郎

1　当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2　当社は、本邦において発行登録書の提出日（2026年8月12日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

第32回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2021年12月16日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　200億円
第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2021年12月16日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　100億円
第34回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年2月2日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　300億円
第35回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年2月2日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　250億円
第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年6月15日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　200億円
第37回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年6月15日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　200億円
第38回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年6月15日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　150億円
第39回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年9月6日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　200億円
第40回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年9月6日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　200億円
第41回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年9月6日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　90億円
第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2024年4月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　100億円
第43回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2024年4月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　200億円
第44回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2024年4月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　80億円
第45回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2024年7月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　300億円
第46回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2024年12月12日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　100億円
第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2024年12月12日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　100億円
第48回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2025年4月10日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　150億円
第49回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2025年6月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　150億円
第50回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2025年6月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　150億円
第51回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2025年9月26日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　150億円
第52回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2025年9月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　100億円
第53回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2026年1月20日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　140億円
第54回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2026年1月20日の募集）	券面総額又は振替社債の総額　160億円

第55回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2026年5月27日の募集）
券面総額又は振替社債の総額　250億円

第56回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2026年5月27日の募集）
券面総額又は振替社債の総額　100億円

第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2026年5月27日の募集）
券面総額又は振替社債の総額　50億円

合計額4,170億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1　事業内容の概要(2026年3月31日現在)

当社グループの事業は、主として国内リース事業、地球環境事業、不動産事業、トランスポーテーション事業及び国際事業であり、また、各事業に関連するサービス等の事業活動を展開しております。

なお、当社グループは、当社、子会社592社及び関連会社112社により構成されております。

当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

報告セグメント		主要な子会社・関連会社
国内リース事業	国内の大企業や中堅・中小企業向け機械設備等各種物品のリース・延払、営業貸付、レンタル、中古売買等	ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社 株式会社エスシー倶楽部 ＳＦＩリーシング株式会社 ＳＭＦＬレンタル株式会社 ＡＪＣＣ株式会社 ヤンマークレジットサービス株式会社
地球環境事業	省エネ設備や再エネ発電設備のリース、発電事業、サーキュラーエコノミー関連ビジネス等	ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社 ◎株式会社ＳＭＡＲＴ ◎みらい・パートナーズ株式会社 ◎サーキュラーリンクス株式会社
不動産事業	商業施設やオフィスビル、物流倉庫など不動産を対象としたリース・営業貸付、不動産賃貸事業、不動産開発事業、不動産アセットマネジメント事業等	ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社 ケネディクス株式会社 株式会社シーアールイー 株式会社マックスリアルティー SMFL MIRAI PARTNERS(SINGAPORE)PTE. LTD. Aravest Pte. Ltd.
トランスポーテーション事業	航空機リース事業、航空機エンジンリース事業、ヘリコプターリース事業、船舶のリース・延払、営業貸付、定期用船事業等	ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社 SMBC Aviation Capital Limited SMBC Aviation Capital (UK) Limited SMBC Aero Engine Lease B.V. SMFL Helicopters Limited SMFLH Operations UK Limited SMFL MIRAI PARTNERS(SINGAPORE)PTE. LTD.
国際事業	海外企業向けの販売金融、日系企業の設備投資に対するファイナンスサービス等	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (China) Co.,Ltd. Shanghai Sumitomo Mitsui General Finance and Leasing Co.,Ltd. Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Singapore) Pte.Ltd. SMFL Hire Purchase (Malaysia) Sdn.Bhd. SMFL Leasing (Malaysia) Sdn Bhd PT. SMFL Leasing Indonesia DMG MORI Finance GmbH SMFL Leasing (Thailand) Co.,Ltd. Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Hong Kong) Ltd. ◎SMBC Leasing (UK) Limited
その他	－	ＳＭＦＬ信託株式会社 ＳＭＦＬビジネスサービス株式会社 ◎住友三井オートサービス株式会社 ◎清水リース＆カード株式会社

（注）1　ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社及びSMFL MIRAI PARTNERS(SINGAPORE)PTE. LTD.は複数の報告セグメントにまたがっております。

2　◎は持分法適用関連会社であります。

２　主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	1,818,535	2,159,316	2,267,470	2,209,133	2,605,721
経常利益	(百万円)	119,468	136,566	149,667	165,851	189,586
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	35,363	50,418	129,731	133,914	120,069
包括利益	(百万円)	99,080	111,265	237,241	181,384	228,777
純資産額	(百万円)	1,021,541	1,175,290	1,377,920	1,529,551	1,594,819
総資産額	(百万円)	7,795,958	9,245,649	9,696,059	10,136,413	10,894,144
1株当たり純資産額	(円)	9,491.87	10,408.70	12,040.66	13,023.60	13,829.69
1株当たり当期純利益	(円)	404.83	577.17	1,485.12	1,533.00	1,374.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	―	―	1,479.44	1,527.45	1,366.34
自己資本比率	(%)	10.6	9.8	10.8	11.2	11.1
自己資本利益率	(%)	4.5	5.8	13.2	12.2	10.2
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△388,640	△169,745	394,387	55,045	90,930
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△36,583	△211,687	△5,440	△62,342	△46,665
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	511,677	347,474	△246,593	△46,573	124,658
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	317,896	297,872	454,813	403,045	581,416
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	(人)	3,719 〔565〕	3,847 〔570〕	3,941 〔582〕	4,859 〔564〕	4,621 〔643〕

(注) 1　第60期及び第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2　株価収益率については、非上場につき株価がないため、記載しておりません。

3　第64期連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第63期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	1,105,334	1,263,582	1,161,466	1,011,185	998,271
経常利益	(百万円)	34,476	35,440	45,749	40,902	48,001
当期純利益	(百万円)	34,434	22,508	52,194	42,968	51,333
資本金	(百万円)	15,000	15,000	15,000	15,000	50,000
発行済株式総数	(株)	95,314,112	95,314,112	95,314,112	95,314,112	95,314,112
純資産額	(百万円)	525,020	534,543	541,512	548,351	557,817
総資産額	(百万円)	4,512,836	5,148,140	5,159,123	5,183,359	5,597,739
1株当たり純資産額	(円)	6,010.24	6,119.26	6,199.04	6,277.33	6,385.70
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	143 (―)	290 (―)	486 (―)	373 (―)	590 (―)
1株当たり当期純利益	(円)	394.19	257.67	597.51	491.89	587.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	11.6	10.4	10.5	10.6	10.0
自己資本利益率	(%)	6.7	4.2	9.7	7.9	9.3
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	36.3	112.5	81.3	75.8	100.4
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	(人)	2,216 〔374〕	2,242 〔354〕	2,282 〔348〕	2,323 〔316〕	2,339 〔315〕
株主総利回り (比較指標：―)	(%) (%)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
最高株価	(円)	―	―	―	―	―
最低株価	(円)	―	―	―	―	―

(注) 1　潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2　株価収益率、株主総利回り、最高株価及び最低株価については、非上場につき株価がないため、記載しておりません。

株式会社プロネクサス　印刷